

警察官やJAを名乗る者によるキャッシュカード詐欺について (ご注意のお願い)

平成21年11月5日、JAのお客様に警察官を名乗る者から電話があり、「通帳から不正な引き出しがあった」として、暗証番号を聞き出したうえでキャッシュカードを受け取り、近隣のATMから現金を引き出すという被害が発生いたしました。また、JAを名乗る者から「ATMの操作方法が変更となり、現在のキャッシュカードが使えなくなるため、今から『フルキ』という者に取りに行かせる」との電話連絡があり、その後、指名された者が取りに来るという手口のキャッシュカード詐欺未遂も発生しております。

警察官やJA等の金融機関が、お客様に対し電話や店舗外などで暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードをお預りすることはありません。他人にキャッシュカードを渡したり、見知らぬ相手はもちろん家族を名乗るような場合でも、暗証番号を教えないよう、くれぐれもご注意ください。

不審なことがありましたら、警察・JAまでご連絡ください。

以上